

# 【医療法人に対する規制のあり方について】

# 医療法人の再生支援・合併に係る閣議決定

## 「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）（抄）

### 「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」

国民皆保険制度を守ることを前提として、以下を行う。

- ① 医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図る。  
＜平成23年度措置＞
- ② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討する。  
＜平成23年度検討・結論＞
- ③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。＜平成23年度検討・結論＞

（参考1）「医療提供体制の改革に関する意見」（平成23年12月22日社会保障審議会医療部会）

（「Ⅱ 個別の論点について」の「8. その他」の「(1) 医療法人」より抜粋）

- 医療法人に対する規制のあり方について検討を行う上では、非営利の法人であるという医療法人の性格を堅持することが重要である。

（参考2）「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」<sup>（注）</sup>（平成23年1月26日）において示された規制・制度改革案

「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」

- ① 「持分のある医療法人」について、一定の要件を満たした再生事例であり、かつ非営利性維持を妨げない範囲において、営利法人の役職員が医療法人の役員として参画することや、譲受法人への剰余金配当等を認める。＜平成23年度措置＞
- ② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認める。＜平成23年度措置＞
- ③ 医療法人が合併する場合の都道府県知事の認可条件として定められている医療審議会の意見聴取の義務を撤廃し、法人種別の異なる場合も含めて、医療法人の合併・再編に関するルートを明確化する。＜平成23年度措置＞

（注）内閣府に設置された行政刷新会議の分科会による中間とりまとめであり、この内容について政府内で調整が行われ、最終的に上記の閣議決定が行われた。

# (1) 医療法人の役員と営利法人の役職員の 兼務について

# 医療機関の非営利性の確認について（現行の取扱い）

- 医療法においては、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができることとしているほか、医療法人は剰余金の配当をしてはならないことを規定している。
- また、開設許可時の審査にあたっては、開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことなどについて確認するよう通知している。

## 根拠規定

### 医療法(昭和23年法律第205号) (抄)

第7条 1～4 (略)

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができる。

第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

### 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」

(平成5年2月3日付 厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知)の関係部分の概要

<医療機関の開設者に関する確認事項(主なもの)>

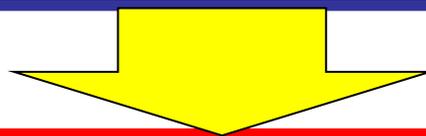
- 開設者が、他の第三者を雇用主とする雇用関係(雇用契約の有無に関わらず実質的に同様な状態にあることが明らかなものを含む。)にないこと。
- 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えることがないものであること。
- 開設者である法人の役員が、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えることがないものであること。

<非営利性に関する確認事項(主なもの)>

- 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。
- 医療機関の運営上生じる剰余金を役職員や第三者に配分しないこと。
- 医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を経営していないこと。

## 現状と課題

- 医療法人の役員が、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、「医療機関の開設・経営に影響を与えることがないものであること」を確認することとしている。
- 都道府県における運用例として、「商取引がある場合は兼務を認めない」、「取引内容が適正であれば兼務を認める」などがある。また、兼務を認める場合であっても、「全役員の上半数を超えない」との要件を定めている例がある。
- 現状では、都道府県によって運用にバラツキがあり、指導の透明性を確保するため、兼務ができる範囲の明確化を図る必要があるのではないか。



## 具体的な対応（案）

医療機関の開設者に関する確認事項を定めている「**医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について**」（平成5年2月3日付 厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知）の一部を改正し、医療法人の役員と営利法人の役職員を兼務することができる範囲の明確化を図る。

# 医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について（案）②

## 現行の取扱い

※現行の通知では、「医療機関の開設者に関する確認事項」の一つとして、以下の事項を掲げている。

「開設者である法人の役員が、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えることがないものであること。」

## 通知の改正内容（案）



※上記の確認事項を以下のように改める。

開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く）の過半数を超える場合を除く）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

- ① 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、(ア)開設者である法人の代表者でないこと、(イ)営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、(ウ)契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
- ② 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、(ア)営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、(イ)契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
- ③ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと）

なお、個人立の医療機関の開設者である個人及び当該医療機関の管理者にあつては、上記②の場合及び営利法人等との取引額が少額である場合を例外として取り扱うことができることとする。

(2) 医療法人が他の医療法人に融資等を行う  
ことについて

# 医療法人の業務範囲と剰余金（現行の取扱い）

利益

利益

## 本来業務（第39条）

病院、診療所、老健施設の経営

### 附随業務:

患者、患者家族等を対象とした業務(病院駐車場、売店等)

## 附帯業務（第42条）

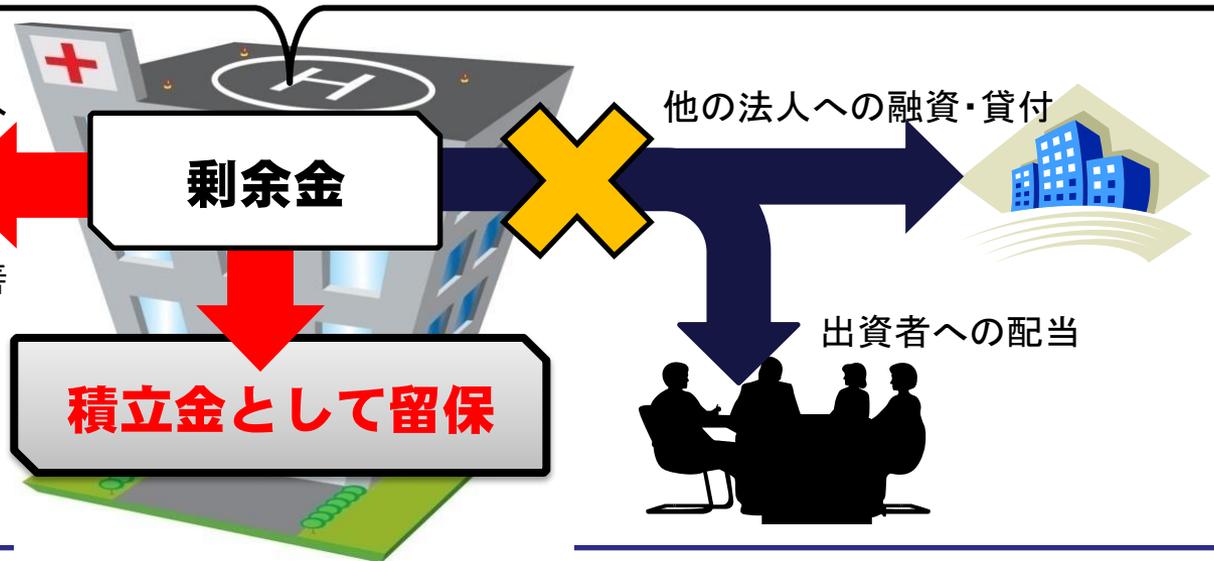
医療関係者の養成施設、研究所、保健衛生に関する業務、社会福祉事業 等のうち限定的に認められる業務

## その他業務

収益業務: 社会医療法人、特別医療法人のみに認められる業務



- ・医療機器の購入
- ・施設整備
- ・職員の処遇改善



## 医療法第54条(剰余金配当の禁止) 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

(これまでの解釈) 「剰余金の配当」とは、損益計算上の利益金を社員に対して分配することである。これを禁止されることにより、医療法人はその本質上、営利法人たることを否定されているものといえることができる。結局、医療法人は、剰余金の配当を禁止される結果、収益を生じた場合には、施設の整備・改善、法人の職員に対する給与の改善等に充てるほか、**全て積立金として留保すべきこととなる**わけである。また、配当ではないが、事実上利益の分配とみなされる行為も禁止されているものと解される。

# 医療法人が他の医療法人に融資等を行うことについて（案）①

## 現状と課題

- 医療法人が他の医療法人に融資を行うことは、剰余金配当禁止の趣旨に照らして認められないものと解釈してきたところ。
- このため、医療法人においては、地域での連携先である他の医療法人が、例えば設備投資資金を必要としているような場合、資金に余裕があっても資金援助することはできない。
- しかしながら、融資をすることが、地域における医療機能の分化・連携を進めることにつながり、かつ自らの医療機関の機能を維持・向上させるような場合においては、剰余金配当禁止の趣旨に反するものではないと考えられる場合もあるのではないか。



## 具体的な対応（案）

- 医療法人が他の医療法人に融資を行う場合は、剰余金配当禁止の趣旨に反しないよう、透明性のあるルールの下で行うことが求められる。
- 医療法人が融資を受ける場合の様々な手段のうち、医療機関債の発行については、適切なリスクマネジメントの下、関係法令に照らし適正かつ円滑に債券の発行が行われるよう、国により発行に当たってのルール（医療法人の経営状況、法人の内部手続、利率・購入者の範囲等の発行条件等）が定められている。
- このように発行に当たってのルールが明確にされている医療機関債の購入という形で、剰余金配当禁止の趣旨に反することなく、一定の条件の下で医療法人が他の医療法人に融資を行うことができる場合のルールを定めるものとする。
- 具体的には、「医療機関債発行のガイドラインについて」（平成16年10月25日付 厚生労働省医政局長通知）の一部を改正し、医療法人が他の医療法人の発行する医療機関債を購入できる場合の要件を定めるものとする。
- なお、医療法人が他の医療法人に与信を行うことについては、与信の対象となる融資について、医療法人に着目したルールは定められていないこと等から、従前どおり認められないものとする。

## 通知の改正内容（案）

※医療法人が医療機関債を購入する場合の条件として、以下の事項を定める。

- ① 保有することができる医療機関債は償還期間が10年以内のものであって、かつ、一つの医療法人が発行するものであること
- ② 同一の医療法人が発行する新たな医療機関債については、保有する医療機関債の償還が終了してから1年が経過するまでの間は購入することができないものであること
- ③ 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要なものであること
- ④ 医療機関債を購入する前年度の貸借対照表上の総資産額に占める純資産額の割合が20%以上であること
- ⑤ 医療機関債の購入額は、④の純資産額を超えず、かつ1億円未満であること
- ⑥ 医療機関債の購入に当たっては、社団医療法人にあつては、理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、さらにその議決）を経て行うものとし、財団医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする
- ⑦ 医療機関債を保有する医療法人は、当該保有する医療機関債に関する情報を事業報告書に記載すること。

## (参考)

### 医療機関債について

○ 医療機関債とは、医療法人が、民法上の消費貸借として行う金銭の借入に際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいう(金融商品取引法上の有価証券には該当しない。)

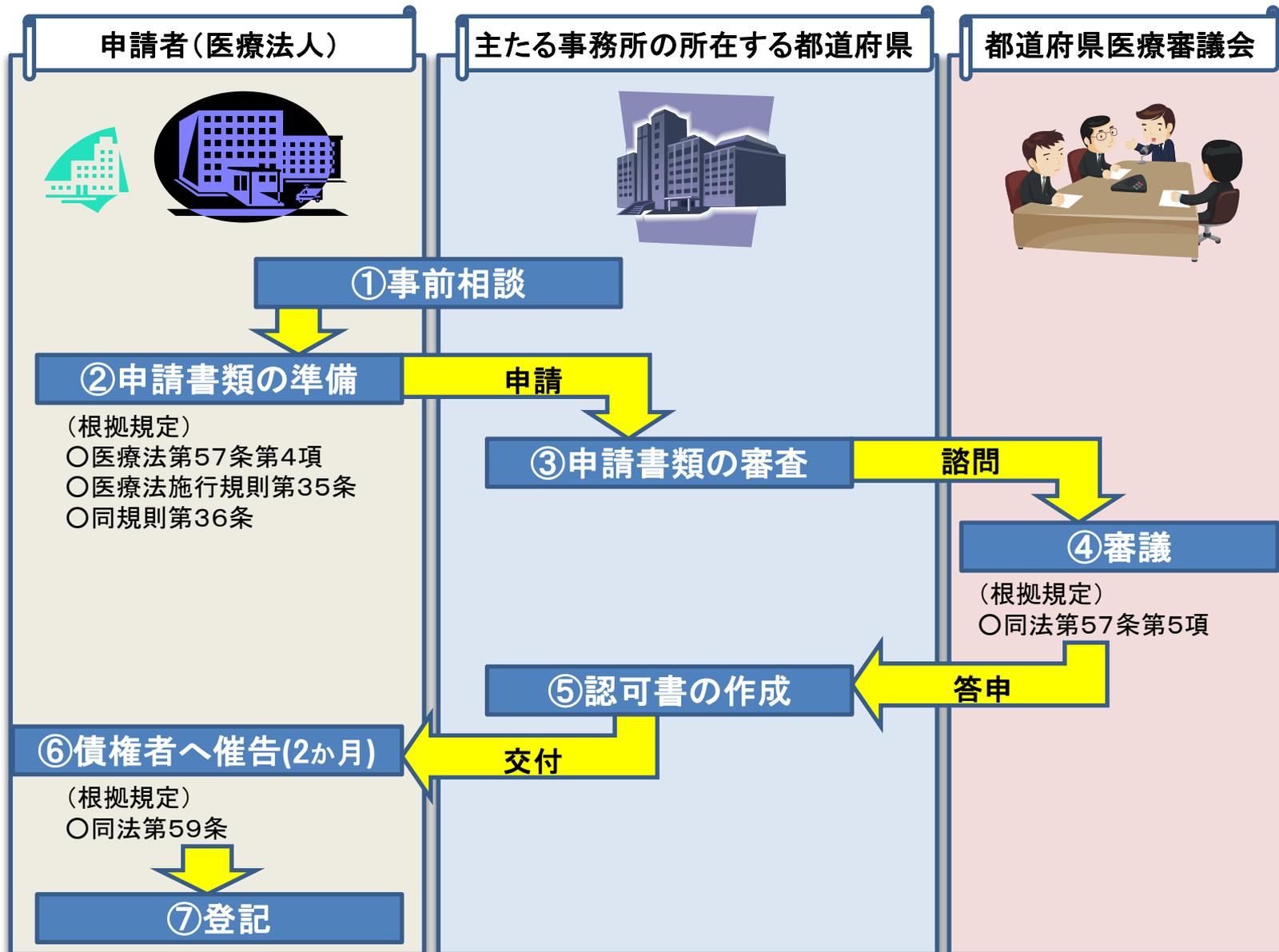
#### <医療機関債発行のガイドラインの概要>

|         |  |
|---------|--|
| 発 行 者   | 医療法人<br>(税引前純損益が3年度以上黒字であるなど経営成績が堅実な医療法人)  |
| 発 行 目 的 | 資産の取得に必要な資金  |
| 資金調達限度額 | 公認会計士等の外部監査を受ければ上限なし、受けない場合は、1億円未満かつ49人以下の購入者でなくてはならない。                                |
| 利 率     | 利率の上限規定あり。新発長期国債利回りに1%を上乗せしたものを標準利率とし、その標準利率の2倍又は標準利率に2%を上乗せした率のいずれか低い方を上限とする。         |
| 開 示 資 料 | 発行時…発行要項、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業計画書等<br>決算期ごと…事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書、事業計画書等 |
| 譲 渡     | 譲渡を制限する場合はあらかじめ定める。  |



### (3) 医療法人の合併手続について

# 医療法人の合併手続について（現行の取扱い）



## 合併認可時の都道府県医療審議会の意見聴取義務について (都道府県の意見)

合併認可時の医療審議会の意見聴取義務を廃止することの是非について都道府県へ意見照会を行った結果、都道府県からは次のような反対意見が多かった。

### 都道府県からの主な意見

- 「設立」「解散」手続との整合性がとれない。
- 「合併」による地域医療、医療計画への影響など医療審議会の意見を聴くことは重要。
- 行政処分の公平性、客観性を確保する観点から必要。
- 医療審議会の開催回数の見直しや、部会・分科会を置くことにより事務処理の迅速化を図ることは可能。

# 医療法人の合併手続について（案）

## 具体的な対応（案）

※ 医療法人の合併手続の迅速化及び法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化の観点から、以下の内容について通知を発出し、関係者へ周知することとする。

1 医療法人が合併する場合の手続の迅速化について、以下の点を明記する。

医療法人合併手続の迅速化の観点から、必要に応じ、都道府県医療審議会の部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を図りたいこと。

2 法人種別の異なる場合も含めた法令の規定に基づく医療法人の合併のルールについて、以下の点を明記する。

① 社団医療法人にあっては、総社員の同意があるときに限り、他の社団医療法人と合併をすることができること

② 財団医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団医療法人と合併をすることができること。なお、財団医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと

③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある社団医療法人である場合に限り、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。

したがって、合併前の医療法人のいずれかに持分の定めのない医療法人がある場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること